

第70回定時株主総会資料
電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告の「1. 会社の現況に関する事項」

- (6) 主要な事業内容
- (7) 主要な営業所及び店舗
- (8) 使用人の状況
- (9) 主要な借入先の状況

事業報告の「2. 会社の株式に関する事項」

- (1) 発行可能株式総数
- (2) 発行済株式の総数
- (3) 株主数
- (4) 大株主

事業報告の「3. 会社役員に関する事項」

- (2) 責任限定契約の内容の概要
- (3) 補償契約の内容の概要
- (4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

事業報告の「4. 会計監査人の状況」

- (1) 会計監査人の名称
- (2) 責任限定契約の内容の概要
- (3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個別注記表

会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

株式会社フレンドリー

前記の事項は、法令に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

(6) 主要な事業内容

料理、飲食物の加工・調理販売を主体とするレストラン業であります。
釜揚げ讃岐うどん 香の川製麺 セルフうどん店 25店舗

(7) 主要な営業所及び店舗

① 主な営業所

区 分	所 在 地
本 店	大阪府大東市寺川三丁目12番1号
営 業 店 舗	直営25店舗

② 店 舗

府県別店舗数

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合 計
香 の 川 製 麺	17 店	2 店	1 店	2 店	3 店	25 店

(8) 使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
9 名	△1 名	47.7 歳	12.3 年

(注) 上記使用人の他にパートタイマー249名(164時間/月換算による月平均人数)を雇用しております。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 ジ ョ イ フ ル	504,500 千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	6,180,000株
	A種優先株式	1株
	B種優先株式	1株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	2,855,699株 (自己株式 3,857株)
	A種優先株式	1株
	B種優先株式	1株
(3) 株 主 数	普通株式	3,816名
	A種優先株式	1名
	B種優先株式	1名
(4) 大 株 主		

株主名	持株数				持株比率
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
株式会社ジョイフル	1,496千株	1株	1株	1,496千株	52.46%
株式会社きずな	125	—	—	125	4.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	65	—	—	65	2.30
GM0クリック証券株式会社	59	—	—	59	2.09
株式会社SBI証券	25	—	—	25	0.90
SMBC日興証券株式会社	24	—	—	24	0.87
吉江克己	20	—	—	20	0.70
楽天証券株式会社	19	—	—	19	0.69
日本証券金融株式会社	19	—	—	19	0.67
上田八木短資株式会社	18	—	—	18	0.66

- (注) 1. A種優先株式は議決権を有しておりません。
2. B種優先株式は議決権を有しておりません。
3. 持株比率は、自己株式（3,857株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役若林弘之氏、監査等委員である社外取締役渋谷元宏氏、監査等委員である社外取締役後藤研晶氏及び監査等委員である社外取締役坂本佳子氏との間で、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）である國吉康信氏、小椋知己氏、八木徹氏、小松大介氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を填補することとしており、保険料は原則として当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されないなど、一定の免責事由があります。

有限責任監査法人トーマツ

第427条第1項の規定により、法令に定める最低限度額を締結しております。

	支 払 額
当期に係る報酬等の額	19,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人からの必要な資料の入手及び報告の聴取を行い、当期の会計監査人の監査実績及び職務の遂行状況を評価し、取締役及び経営管理者の意見等を確認のうえ、当期の監査契約と監査計画の概要及び監査時間・要員計画、報酬見積りの相当性について審議した結果、当期の会計監査人の報酬額に不合理な点はなく相当の範囲内であるものとして、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しております、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

おき、監査等委員会は、その調査の内容を、取締役の解任の決定の方針を監査等委員会で決議して

- [illegible]

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

- 提議事業報明のものを構を効務定て文化の観の財を文制理業た針つ食体倫事れ方ふにないのら本に管高めの基し豊富と定める直に経守るにす見例様の遵因法關客々令を引に斷お、法天取ムなくてぐが拵品アベ貝員益商スは通る職収シムメを図役て金融テ業を全し、続統生産にそに部シ食成ら、も内服外的き底、との統、続後徹と社部の持今の當内て、まの、営圖のるで経をめ、社至する入化た當にとあん実る、日業でア充すお、今企のイの保ふ來、もラ理確。以てだフ管をも立ときンク性ある針創てコス類で方をはめるり信の方本社す努す。のものも甚當供に視化告る

[illegible]

- [illegible]

- [illegible]

- [illegible]

- イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員及び使用人は監査等委員会に主として協議し、重要事項の執行を行う。
- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (5) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ウ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

- ⑩ その他、監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- アイ 監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ウ 監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- エ 監査等委員会が職務遂行上報告を求めた事項（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員が法令若しくは定款に違反する事項を執行し又はこれらの行為をするおそれのある場合、当該事実を当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に報告し、当該報告を受けた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、当該報告を受けたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 当期に実施した内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。
- ① 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況
- ・ 当年度は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名と監査等委員4名（監査等委員である社外取締役3名を含む。）が出席しております。
 - ・ 当年度は取締役会を14回開催し、法令等に定められた事項や経営にかかわる重要事項を決定するとともに、取締役間意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
 - ・ 当期はコンプライアンス委員会を12回開催し、内部監査室、監査等委員会等と連携し、財務報告にかかる内部統制を含む内部統制システムの整備・運用の評価改善に努めました。
 - ・ 当社は経営理念を実践し、関連法規や社内規程を確実に理解し、実践するために法令遵守ハンドブックを作成し、これをイントラネットに掲載し、職務遂行に必要な法令、法規に関する知識の周知を図っております。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する取組みの状況
- ・ 当社は職務執行にかかる重要情報、文書を情報管理規程等に基づき、作成、保存、管理しております。
 - ・ 株主総会議事録及び備置書類、取締役会議事録、重要な契約書等の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行にかかる重要文書はセキュリティが確保された場所適切に保管し、重要な経営情報は情報管理規程に基づき適切に管理、バックアップしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況
- ・ 当社は危機管理規程に基づき、緊急事態に迅速に対応できる態勢の構築及びその予防を講じております。

- ・毎月の定例取締役会において、内外から伝達された内部統制に関する重要な情報が報告され、その内容の検討及び対策と是正措置について審議しております。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況
- ・当社は事業計画に基づき、毎年、年度計画を策定し、月次の業績進捗報告を取締役（監査等委員である取締役を除く。）が取締役会に報告し、審議しております。
 - ・事業計画の各重点課題については、適時経営会議を開催し、その進捗状況を協議し、必要に応じ対策を検討しております。

- ⑤ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況
- ・社の監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名で構成され、監査等委員である社外取締役には独立性の高い弁護士が2名就任し、東京証券取引所へ独立役員として届け出ております。
 - ・当期の監査等委員会は14回開催し、監査に関する重要な事項について審議、決議を行っております。
 - ・監査等委員である取締役は、経営会議及びコンプライアンス委員会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の意思決定や職務執行の適法性・相対性について監査等委員が必要に応じて意見を述べるとともに、代表取締役社長及び取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び内部監査室責任者並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

〜〜

- (注) 本事業報告の記載金額・株数等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
なお、比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 2023年4月1日〕
〔至 2024年3月31日〕

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金
					繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	千円 50,000	千円 12,500	千円 180,254	千円 192,754	千円 △266,698
当 期 中 の 変 動 額					
当期純損失(△)					△6,416
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当中の変動額(純額)					
当中の変動額合計	—	—	—	—	△6,416
当 期 末 残 高	50,000	12,500	180,254	192,754	△273,115

	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	土地再評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	千円 △266,698	千円 △14,430	千円 △38,374	千円 91,129	千円 91,129	千円 52,755
当 期 中 の 変 動 額						
当期純損失（△）	△6,416		△6,416			△6,416
自己株式の取得		△9	△9			△9
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				—	—	—
当期中の変動額合計	△6,416	△9	△6,426	—	—	△6,426
当 期 末 残 高	△273,115	△14,439	△44,800	91,129	91,129	46,328

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 その他有価証券
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 通常の販売目的で保有する棚卸資産評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 商 品 総平均法による原価法
 貯 蔵 品 最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 有形固定資産
 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 8～34年
 工具、器具及び備品 3～6年
 無形固定資産
 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 長期前払費用
 定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
 貸倒引当金
 売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 賞与引当金
 従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。
 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
5. 収益の計上基準
 フードサービス事業において、商品の販売を行っております。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

有形固定資産の減損損失の認識の要否

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 503,470千円

減損損失 3,185千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、賃貸用資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち本社及びカミサリーについては、共用資産としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画等を基礎としておりますが、これには将来の営業損失の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

以下の資産には銀行からの借入債務に対し根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

建物 4,129 千円

構築物 693 千円

土地 129,472 千円

計 134,295 千円

2. 有形固定資産減価償却累計額 2,229,236千円

なお、上記金額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ジョイフル 30,000千円

4. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

当事業年度において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額は記載しておりません。

5. 関係会社に対する金銭債務

関係会社に対する短期金銭債務 3,502千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	10,357千円
販売費及び一般管理費	38,935千円
営業取引以外の取引	2,103千円

2. 減損損失

場所	用途	種類	減損損失（千円）
大阪府他	事業用資産	建物 工具、器具及び備品	3,185

当社は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の事業単位である営業店ごとにグループ化し、減損会計を適用しております。その他に、遊休資産については個別資産ごとに減損の兆候を判定しております。また、本社等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失を計上いたしました。なお、資産グループの回収可能価額は主に使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普通株式（株）	2,855,699	—	—	2,855,699
A種優先株式（株）	1	—	—	1
B種優先株式（株）	1	—	—	1

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普通株式（株）	3,837	20	—	3,857

（注）普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

該当事項はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	201千円
減損損失	157,660千円
資産除去債務	48,507千円
土地評価損	46,508千円
税務上の繰越欠損金	1,795,223千円
その他	1,935千円
繰延税金資産小計	2,050,037千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,795,223千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△248,817千円
評価性引当額小計	△2,044,040千円
繰延税金資産合計	5,997千円
繰延税金負債	
資産除去債務	5,997千円
繰延税金負債合計	5,997千円
繰延税金資産の純額	一千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、フードサービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な運用は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達及び運転資金を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で5年6ヶ月であります。未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	272,615	269,985	△2,630
資産計	272,615	269,985	△2,630
関係会社長期借入金 (※)	504,500	495,685	△8,814
負債計	504,500	495,685	△8,814

(※) 関係会社長期借入金には1年内返済予定の関係会社長期借入金を含んでおります。

(注)市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	9,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時間の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	269,985	—	269,985
資産計	—	269,985	—	269,985
関係会社長期借入金	—	495,685	—	495,685
負債計	—	495,685	—	495,685

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は、大阪府等近畿地域において、賃貸用の土地及び建物を有しております。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
69,557	70,978

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期末の時価は、「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当 事者との 関係	取引の 内 容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱ジョイフル	被所有 直接 52.46%	資金の 借入 役員の 兼任 債務の 保証	資金の 返済	—	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	93,000
				（注1）	—	関係会社長期借入金	411,500
				利息の 支払 （注1）	2,103	—	—
				債務保証 （注2）	30,000	—	—

（注１）資金の借入については、市場金利動向等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注２）金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

収益認識に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当社は、フードサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益は店舗における商品販売のみであることから、収益の分解情報は省略しております。なお、顧客との契約から生じる収益以外の収益はありません。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。
- 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	702
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	894

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 $\Delta 735$ 円24銭
- 1 株当たり当期純損失 16円28銭

(注) 算定上の基礎

- 1 株当たり純資産額
貸借対照表の純資産の部の合計額 46,328千円
純資産の部の合計額から控除する金額 2,143,123千円
（うち優先株式払込金額）(2,000,000千円)
（うち優先配当額）(143,123千円)
普通株式に係る期末の純資産額 $\Delta 2,096,794$ 千円
普通株式の発行済株式数 2,855千株
普通株式の自己株式数 3千株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 2,851千株
- 1 株当たり当期純損失
損益計算書上の当期純損失 6,416千円
普通株式に係る当期純損失 46,416千円
普通株主に帰属しない金額 40,000千円
（うち優先配当額）(40,000千円)
普通株式の期中平均株式数 2,851千株

重要な後発事象に関する注記

コミットメントライン契約

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において個別相対方式によるコミットメントライン契約の締結について決議しました。2024年5月31日付けで契約する予定であり、十分な資金調達を実施することで財務基盤の安定化を図ることを目的としております。

(1) 借入先	株式会社伊予銀行
(2) 組成金額	300,000千円
(3) 契約締結日	2024年5月31日
(4) 契約期間	2024年5月31日から2026年5月31日
(5) 契約形態	個別相対方式コミットメントライン
(6) 資金使途	運転資金
(7) 借入金利	変動金利
(8) 担保の内容	自社物件である香の川製麺長吉店の不動産
(9) 財務制限条項	2024年3月期末以降の決算において、各決算期年度の決算の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を0円以上に維持する。

その他の注記

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社フレンドリー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 城戸 昭博
公認会計士 宮 寄 健

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレンドリーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人は、計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当期の監査の方針、事務の分担等に従い、会社の内部監査部門との連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②取締役及び執行役員の競業取引、取締役及び執行役員と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引等に関しては、上記方法のほか、取締役及び執行役員から「職務執行確認書」の提出を求め、調査いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、特に指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

会社は2024年5月10日開催の取締役会において、財務基盤の安定化を図ることを目的としたコミットメントライン契約を締結することについて決議しております。

2024年5月20日

株式会社フレンドリー 監査等委員会

常勤監査等委員	若 林 弘 之	Ⓢ
社外監査等委員	渋谷 元 宏	Ⓢ
社外監査等委員	後 藤 研 晶	Ⓢ
社外監査等委員	坂 本 佳 子	Ⓢ

以 上